

令和 2 年度

特別徴収義務者様

特別徴収のしおり

納付場所

只見町指定金融機関

- ・東邦銀行本・支店
- ・会津よつば農業協同組合各支店
- ・只見町役場会計室
- ・明和振興センター
- ・ゆうちょ銀行・郵便局

(東北6県内に所在するゆうちょ銀行・郵便局、または指定通知書により指定を受けたゆうちょ銀行・郵便局に限ります。)

福島県南会津郡只見町役場

〒968-0498

福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地

TEL (0241) 82-5110

町民税・県民税の特別徴収について

毎年特別徴収義務者の皆さんには、町税事務の推進につきまして深い御理解と御協力により、一層の成果を収めることが出来ますことを厚く御礼申し上げます。

令和２年度町県民税の特別徴収について、貴事業所を町税条例第45条及び第53条の６の規定により、特別徴収義務者に指定しました。つきましては、御多忙中恐縮ですが下記に記載した各項に御留意のうえ、町県民税の納入について格段の御協力をお願いします。

１．町県民税の特別徴収とは

納税者の税額を４回に分けて納付しなければならないものを給与所得者の便宜を図るため、町・県民税額を12分の１に分けて（６月から翌年５月まで）毎月の給与が支払われる際に差引いて（退職所得に係る町・県民税を差引いて）納付していただく制度をいいます。

２．特別徴収義務者とは

給与の支払いをする際、所得税を徴収する義務のある者で町税条例によって指定された事業所（事務所）の給与支払者をいいます。

従って町から送達された税額通知により毎月定められた税額を給与から差引いて、定められた期限までに納入する義務があります。（退職手当の支払いを受ける者も含む。）

３．特別徴収をされる者は

前年中（１月～12月）に給与の支払いを受け、本年４月１日現在給与の支払いを受けている者及び、退職手当の支払いを受けている者又は退職手当の支払いを受ける者。

４．納税義務のない者

合計所得金額が、280千円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に168千円を加算した金額）以下の場合には、均等割が課されません。

本年１月１日現在で申告主が障害者、未成年者（20歳に満たない者）、寡婦（夫と死別または離婚した者）又は寡夫であって、いずれも前年中の合計所得金額が125万円以下の者。

県民税均等割のうち千円は、森林環境税として森林環境の保全のために使われます。

また、合計所得金額が、350千円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に320千円を加算した金額）以下の場合には、所得割が課されません。

５．月割額の徴収方法

同封の「特別徴収税額の決定・変更通知書」により合計額を12分の１（但し均等割のみは１回で納入）の月額に算出してありますから６月から翌年５月まで毎月給与の支払いをする際に徴収してください。

6. 月割額の納期限

特別徴収義務者は、各納税者から徴収した月割額の合計額を納入書によって翌月の10日までに納入してください。

7. 月割額を納期限までに納入しなかった場合

特別徴収義務者が特別の事由がなく納期限までに月割額を納入しなかった場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3%の割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

8. 納税者が異動（転勤、退職、休職、死亡）した場合

納税者が異動等により貴事業所から給与を受けなくなった場合は、異動のあった翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を町長に提出してください。

9. 異動等による場合の未納月割額

異動により特別徴収されないこととなった月割額は、普通徴収の方法により納付していただくことになります。ただし、納税者が転勤先において特別徴収を継続されたい旨の申出があった場合には、引続き特別徴収の方法によって納入することができますので、納税者の申出事項及び異動後の住所勤務先等は必ず記入してください。

10. 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額が変更になるときは直ちに「税額変更通知書」を送りますから、納税者に「税額変更通知書」を交付し、変更した月割額により徴収してください。

11. 貴事業所の特別徴収義務者番号（指定番号）は、同封の特別徴収税額の決定・変更通知書に記載しています。

本年度の「納入書」「異動届出書」その他の書類にはすべてこの番号を記入してください。

12. 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）は、納税者のためのものですから直ちに交付してください。

※なお、翌年1月1日以降退職者等については、一括徴収をお願いします。

只 町 号 外

令和 2 年 5 月 14 日

特 別 徴 収 義 務 者 様

福島県南会津郡只見町長 菅 家 三 雄



令和 2 年度特別徴収義務者の指定について

令和 2 年度町県民税特別徴収について、貴事業所を地方税法第 321 条の 4 及び第 328 条の 5 並びに只見町
税条例第 45 条及び第 53 条の 6 の規定により、特別徴収義務者に指定いたします。

なお、「町民税・県民税の特別徴収について」に留意のうえ、よろしくお取り計らいくださるようお願い
します。

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

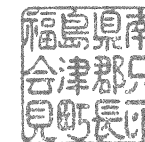
只 町 号 外
令和 2 年 5 月 14 日

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当町の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行・郵便局名及び貴事業所名を記載のうえ、当初納入される際、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、提出後は、毎月そのゆうちょ銀行・郵便局に納入してください。

様

福島県南会津郡只見町長 菅 家 三 雄



令和 2 年度町県民税払込の指定について（通知）

標記のことについて、貴店・貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当町の町県民税（特別徴収税額）取扱い支店・局に指定いたしましたので通知いたします。

記

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1. 口座番号 | 公 02150-6-960015 |
| 2. 加入者の名称 | 只見町会計管理者 |
| 3. 取りまとめ店 | 仙台貯金事務センター（〒980-8794） |
| 4. 特別徴収義務者名 | |

※ゆうちょ銀行・郵便局提出用

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

◎ 変更があった場合はすみやかに提出してください。

令和 年 月 日 只見町長様	給 与 支 払 者 （特別徴収義務者）	法人番号								指 定 番 号		
		所在地								連絡者の 係・氏名 並 び に 電話番号	係	
		名 称									氏名	
		代表者の 職 氏 名									電話	

ミ
シ
ン

	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所在地	〒	〒
フリガナ		
方 書		
フリガナ		
名 称		
電 話	() -	() -
		変更月日 令和 年 月 日

◎ お願い 所在地・方書・名称には誤読を避けるため必ずフリガナを振ってください。

市町村 処理欄	台 帳	新 年	

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書
特 別 徴 収

※ 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段に転勤等による特別徴収届出書の事柄を記入し、一月一日現在の住所地課税地の市町村長に送付してください。

只 見 町 長 様										給与支払報告書 特 別 徴 収 に係る給与所得者異動届出書										処理欄			
令和 年 月 日 提出										異動日の翌月の10日までが提出期限となっています。										指定番号			
給与 (特別徴収義務者)		法人番号								連 絡 先		給与 所得者		受給者番		氏 名		(旧 姓)					
		〒								係				個 人 番 号									
										氏 名				住 所									
										TEL				1月1日現在		異動後の住所							
(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)		(イ) 徴 収 済 額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年月日		異 動 の 事 由		異動後の未徴 収税額の徴収		退職時までの 給与支払額		◎ 退職等により徴収できなくなった残税額は 一括徴収をし、下の欄に記入してください。									
円		月から 月まで		円				1. 退 職 2. 転 勤(職) 3. 休 職 4. 長期欠勤 5. 死 亡 6.		1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (理 由)		円 控 除 社 会 保 険 料 額 円		一括徴収申出日		一括徴収税額 (左記(ウ)と同額)							
		円												年 月 日		P							
														一括徴収した税額は		異動者印							

◎ 転勤等による特別徴収異動届書 (転勤先の事業所を經由して、市町村長あて送付してください。(左欄外参照))

上記の者に係る 月割額 円を 月分から 徴収し、納入します。	給与 支払者 (特別徴収義務者)	法人番号								指定番号	
		所在地・名称	〒	⑩	受給者番号						
					連 絡 先	係					
						氏 名					
				TEL							

◎ 退職等により徴収できなくなった残税額は、一括徴収をし、下の欄に記入してください。

一括徴収申出日	一括徴収税額（左記(ウ)と同額）
年 月 日	P
一括徴収した税額は	異動者印
月分で納入します。	

・退職者の未徴収税額について

1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については、退職時に一括徴収することが義務づけられています。

なお、それ以外の間に退職された方についても、本人に了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してくださいよう、お願いいたします。

6月分		
7月分以降		

① 特別徴収異動連絡書（届出者は記入しないでください。）

[illegible]

退職時までの給与支払額		控除社会保険料額	
-------------	--	----------	--

異動 処理月	

町県民税特別徴収への切替申請書

新規の場合は○で囲んでください

令和 年 月 日	給 与 支 払 者	法人番号																特別徴収義務者 指 定 番 号	
只見町長様		所 在 地													担 当 者 連 絡 先	所属部署			
		名 称														氏 名			
		代表者名														電 話 番 号			
		職氏名印	印																

下記の者について普通徴収から特別徴収に切り替えてください。

記入のない場合は当方で付番します

切替月	フリガナ	住 所	受給者番号	年税額(円)	既納入額(円)	特 別 徴 収 切替額(円)
	氏 名					
	生 年 月 日					
____ 月分から 特 別 徴 収 を 希 望 し ま す 。		〒				
	T・S・H . .					
		〒				
	T・S・H . .					
給与計算締切日		〒				
毎月 日						
	T・S・H . .					
備 考						

(注) ○ 誤納を避けるため、できれば普通徴収の納税通知書または領収書のコピーを必ず添付してください。
 ○ 税額の通知は、申請書が届いた月の翌月中旬以降に送付いたします。

退職所得に対する所得割額（町民税・県民税の特別徴収税額）の算出方法

◎退職所得に対する町民税・県民税は、給与所得等に対するものと異なり、所得税と同様に退職手当等を支払ったときに徴収する現年分離課税とされています。退職所得に対する町民税・県民税の特別徴収税額は、下記の手順に沿って算出してください。

- (1) 退職所得額控除額の計算 …退職所得控除額は、退職者の勤務年数に応じて下記の計算式に当てはめます

勤務年数	計算式
20年以下	40万円 × 勤務年数 = 退職所得控除額(80万円に満たない場合は80万円)
20年超	70万円 × (勤務年数 - 20年) + 800万円 = 退職所得控除額
障害退職の場合	上記のいずれかの計算式によって求めた額 + 100万円 = 退職所得控除額



- (2) 退職所得金額の計算 …下記の計算式によって退職所得金額を求めます

$$(\text{退職手当等の支払額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得金額(千円未満切捨て)}$$



- (3) 特別徴収すべき税額の計算 …下記の計算式によって税額を求めます

退職所得金額	×	税率	=	税額	-	控除額	⇒	特別徴収すべき税額				
		町民税		県民税		町民税		県民税	(A) × 10%	(B) × 10%	町民税	県民税
		6%		4%		(A)		(B)	(C)	(D)	(A) - (C)	(B) - (D)
				(端数処理なし)				(端数処理なし)				
								(百円未満切捨て)				

